令和4年涌谷町議会定例会10月会議(第1日)

令和4年10月21日(金曜日)

議 事 日 程 (第1号)

- 1. 開 会
- 1. 開 議
- 1. 議事日程の報告
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 会議日程の決定
- 1. 行政報告
- 1. 報告第17号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
- 1. 議案第69号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)
- 1. 議案第70号 令和4年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 1. 議案第71号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
- 1. 議案第72号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)
- 1. 散 会

午前10時開会

出席議員(13名)

	1番	黒	澤		朗	君		2番	涌	澤	義	和	君
	3番	竹	中	弘	光	君		4番	佐々	木	敏	雄	君
	5番	佐々	木	みさ	子	君		6番	稲	葉		定	君
	7番	伊	藤	雅	_	君		8番	久			勉	君
	9番	杉	浦	謙	_	君	1	0番	鈴	木	英	雅	君
1	1番	大	泉		治	君	1	2番	大	友	啓	_	君
1	3番	後	藤	洋	_	君							

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	遠	藤	釈	雄	君	副	町	長	髙	橋	宏	明	君
総 参 事 兼 課	課長	髙	橋		貢	君	企 参 事	財 政兼 課	課長	大	崎	俊	_	君
町民医療福祉副センタ 兼 参 兼国民健康保険病院総務管理	事	木	村	智耆	字	君	福和	上課	長	鈴	木	久美	手	君
福 祉 子育て支援室	課長	佐	藤	明	美	君	農林	振 興 課	長	Ξ	浦	靖	幸	君
建設課	長	小	野	伸	二	君	上下	水道課	長	岩	渕		明	君

事務局職員出席者

事務局長 荒木達也 総務班長 金山みどり

O議長(後藤洋一君) 皆さん、おはようございます	0
今期定例会の議事運営につきましても、いつもと	変わらない格別のご協力を賜りますようよろしくお願いいた
します。	
○議長(後藤洋一君) 本日10月21日は、休会の日で	すが、議事の都合により、令和4年涌谷町議会定例会を再開
し、10月会議を開会いたします。	
◎開議の宣告	
〇議長(後藤洋一君) 直ちに会議を開きます。	
◎議事日程の報告	
○議長(後藤洋一君) 日程をお知らせいたします。	
日程は、お手元に配った日程表のとおりでござい	ます。
日程に入ります。	
◎会議録署名議員の指名	
○議長(後藤洋一君) 日程第1、会議録署名議員の	指名は、会議規則第118条の規定により議長において、4番
佐々木敏雄君、5番佐々木みさ子君を指名いたしま	す。
◎会議日程の決定	
〇議長(後藤洋一君) 日程第2、会議日程の決定を	議題といたします。
お諮りいたします。	
9月会議の日程につきましては、本日10月21日の	1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか
[「異議なし」と言う人あり]	
○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。	

(午前10時00分)

◎開会の宣告

よって、10月会議の日程は、本日の10月21日の1日間と決定しました。

◎行政報告

〇議長(後藤洋一君) 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 皆さん、おはようございます。

19日まで4回にわたって行われました町政懇談会におきましては、町民の皆様から様々なご意見等をいただいたわけでございますけれども、その際、議員の皆様には複数回にわたりまして各会場にご参席いただきましたこと、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

この間に、私も先輩であります元町長の安部周治様がご逝去されたというご不幸がございました。私としても、 電話で最後のお別れさせていただいたところでございますけれども、本当にいろいろと親身になってご心配い ただいておりました中で、大変、心を痛めているところでございます。改めまして、故人にはお悔やみを申し 上げさせていただきたいと思います。

それでは、行政報告を申し上げます。

涌谷町職員の不適切な事務処理に係る懲戒処分について、ご報告を申し上げます。

これは報告第17号に関する案件でございますが、専決処分に係る処理及びその他の不適切な事務処理があった ことにより、懲戒処分を行うところから報告をいたすものでございます。

なお、詳細につきましては担当課から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(髙橋 貢君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、定例会資料、10月会議資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

今回、行政報告といたしまして、職員の処分についてとして報告させていただくものでございます。ただいま 町長の説明にありましたように、今回、報告第17号におきまして、専決処分の報告についての関連するもので ございますが、その状況につきまして、報告処分の内容につきまして報告させていただきます。

資料1ページ目、ご覧をいただきたいと思います。

懲戒処分の公表でございます。

下記のとおり懲戒処分を行ったので、職員の懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

1、非違行為の概要でございます。

当該職員は、令和3年度及び令和4年度において、涌谷町文書取扱規程に基づかない事務処理を繰り返し、また、国庫負担金の返還請求事務を遅延させ、延滞金を発生させるなどの不適切な事務処理を行い、涌谷町に対し損害を与え信頼を失墜させた。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、懲戒処分としたものである。

また、管理監督が不十分であったとして、所属長に対して厳重注意処分したものでございます。

2、処分発令日でございます。

令和4年10月19日。

3、当事者でございます。

被処分者、男性、主事、20代でございます。

処分の種類は、戒告でございます。

4、管理監督者。

被処分者につきましては、女性、室長、50代となっております。

処分の種類につきましては、厳重注意となっております。

本町職員がこのような事態を引き起こしまして、職員全体の信用を著しく失墜させることは、町民の皆様及び 関係団体の皆様に対し、心からお詫びを申し上げます。

関係職員に対しては、厳重な処分をもって対応させていただきました。

今後は、法令を遵守し、適正な事務執行に一層努めるとともに、部下職員に対する指導強化について、管理監督する立場にある管理職員に対し、より強く注意喚起を行ってまいります。

○議長(後藤洋一君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時23分

〔出席議員数12名〕

○議長(後藤洋一君) 休憩を解いて再開いたします。

以上で行政報告は終了いたしました。

◎報告第17号の上程、説明

○議長(後藤洋一君) 日程第4、報告第17号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)を議題といたします。

報告を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 報告第17号につきまして報告を申し上げます。

本件は、令和4年3月16日付けで、相手方から納入告知があった令和2年度未熟児養育医療費等国庫負担金の返還に当たり、町が納付期限内に納付を完了せず、25日経過後、納付したことにより生じた損害について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和4年7月14日に延滞金を支払ったものであります。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(高橋 貢君) 報告第17号でございます。専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。

議案書1ページをご覧ください。

朗読させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年10月21日提出。涌谷町長。

次のページ、専決処分書でございます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月14日。涌谷町長。

区分でございます。支払遅延による損害金の発生事件でございます。

相手方は、国、厚生労働省となります。

事件の概要でございますが、令和2年度未熟児養育医療費等国庫負担金の返還について、職員が納付事務を遅延させ、延滞金を発生させたものでございます。国分といたしましては、1万1,019円でございます。25日間の延滞金を踏まえて、損害賠償額といたしましては82円が発生したものでございます。

以上で終わります。

○議長(後藤洋一君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長(後藤洋一君) 休憩を解いて再開いたします。

これで報告は終了いたしました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第5、議案第69号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第69号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4 億750万3, 000円を増額し、総額を81 億5, 074万1, 000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、事業見込みにより新型コロナウイルス地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金、県支出金をそれぞれ増額いたし、繰入金におきましては、不足する財源について財政調整基金から繰入れを行うほか、堆肥保管庫整備事業の財源の一部として、ふるさと涌谷創生基金から繰入れい

たすものでございます。

歳出では、総務費におきまして、燃油高騰により、指定管理協定に基づき健康文化複合温泉施設指定管理料を 増額いたすほか、長引くコロナ禍において低迷した景気と物価高騰等に対応するため、地域内の消費喚起と生 活支援策として1世帯当たり1万円の商品券を配付することで、町内の小売店、飲食店の利用の促進並びに町 民生活の応援を図り、消費の下支えをするものでございます。

民生費におきましては、令和4年度の住民税均等割非課税世帯や、令和4年7月以降に予期せぬ家計が急変し非課税水準相当に収入が減少した世帯へ、1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金により支援いたし、老人保健施設事業会計負担金につきましては、さらなる新型コロナウイルス感染症対策を図り、環境整備に努めるものでございます。

衛生費につきましては、病院会計において新型コロナウイルス患者の受入れの準備等のため、負担金を増額いたすものでございます。

農林水産業におきましては、従来の化学肥料や農薬などにだけ頼るのではなく、畜産業などから出た本来なら ば廃棄するものを肥料として活用するため、その保管庫の整備を行い、資源を循環させる農業のシステムを構 築するものでございます。

土木費におきましては、除雪経費を増額し、災害復旧費におきましては、7月の大雨により被災した小梨子ため池及び林道太田成沢線につきましては、復旧費を計上いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(後藤洋一君) 順次説明願います。総務課長。
- 〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君) では、人件費から説明させていただきます。

18ページ、19ページをご覧ください。

18ページにつきましては、給与費明細書、一般職の総括でございますので、こちらは正職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、右のページ、19ページ、会計年度任用職員以外の職員、正職員になりますが、こちらのほうからご覧いただければと思います。

給与費におきまして、職員手当で25万円の増額となっております。内訳といたしましては、時間外勤務手当25万円の増となっているものでございます。内容といたしましては、今回、福祉課において実施いたします電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付に伴う職員の時間外手当となっております。

次のページ、20ページをご覧ください。

こちらは、イの会計年度任用職員に係るものとなっております。

比較の欄をご覧ください。

報酬で32万3,000円、職員手当で9万9,000円、また教材費で4万6,000円の増となっておりますが、こちらも電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業に伴う会計年度任用職員に係る増額となっております。

3ページにお戻りください。

〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) おはようございます。

それでは、予算書3ページになります。

第2表地方債補正、1、地方債の追加になります。

農業施設災害復旧事業債30万円は、7月の大雨で被災しました小梨子ため池の堤を災害復旧する財源として計上するものでございます。

次に、歳入になります。

6ページ、7ページをお開きください。

16款2項1目1節19新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億794万3,000円の増は、議会資料2ページお開きください、こちらに充当事業を掲載させていただいております。事業内容につきましては、それぞれ歳出で事業ごとに説明いたします。

終わります。

○福祉課長(鈴木久美子君) 2目13節⑤電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費補助金7,800万円と、同じく事務費補助金438万2,000円の増額でございますが、歳出でご説明いたします電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付経費に係る国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

詳しくは歳出でご説明いたします。

終わります。

〇農林振興課長(三浦靖幸君) 17款県支出金2項4目1節③肥料自給力緊急強化対策事業補助金8,163万6,000円の増額につきましては、詳細につきましては歳出でご説明申し上げますが、涌谷町に堆肥保管施設を3か所整備するため、補助率3分の2の県補助金を見込み増額するものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) 20款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金9,430万8,000円の増は、歳入歳出の財源調整となります。補正後の財政調整基金の残高は11億8,741万5,000円になります。

3目1節ふるさと涌谷創生基金繰入金4,093万4,000円の増は、堆肥保管庫整備事業の町負担分の財源に充てる ものでございます。

23款町債につきましては、地方債で説明いたしましたので省略させていただきます。

それでは、歳出になります。

10ページ、11ページをお開きください。

○総務課参事兼課長(髙橋 貢君) 歳出となります。

2款1項1目細目2一般管理経費、人件費で53万5,000円となっておりますが、こちらは会計年度任用職員に係る経費におきまして、5目の細目11感染症対策商品券事業として今回実施する財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生交付金が、従事する会計年度任用職員に係る経費が認められていることから組替えを行うものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) 4目、1管財一般経費12節①委託料1,783万1,000円の増につきましては、 燃油高騰による指定管理協定に基づき、指定管理料を増額いたそうとするものでございます。なお、財源につきましてはコロナ交付金を活用しております。

以上です。

○総務課参事兼課長(髙橋 貢君) 5目11節、感染症対策商品券事業費6,868万2,000円の増でございます。

資料1の3ページをご覧いただきます。

今回、新型コロナ感染症対策対応地方創生交付金を用いまして行います感染症対策商品券事業についてご説明 申し上げます。

目的でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費を喚起いたしまして、景気の下支えを行い町内経済を循環させるため、町内全世帯に対して商品券を配付するものでございます。

事業の概要でございます。商品券の名称、感染症対策わくや生活支援商品券でございます。

支給対象でございます。涌谷町の全世帯。基準日といたしましては、本予算案が可決した時点でということで、本日を予定しているところでございます。参考といたしましては、9月30日現在の世帯数は5,981世帯となっております。

商品券の発行額でございます。1世帯当たり1万円となっております。1万円の内訳といたしましては、1,000円券が10枚、うち小規模加盟店の専用券が6枚、全加盟店共通券が4枚となっております。

これまでの割増し商品券等は消費喚起のため発行しておりましたが、今回につきましては、生活支援、物価高騰による生活支援ということもございまして、全世帯に配るものでございます。

利用可能店舗でございます。遠田商工会加盟店のうち、涌谷町加盟店となります。

利用可能期間ですが、令和5年の1月31日まで。

委託料といたしましては、6,436万8,000円となったところでございます。

予算書にお戻りください。

1節報酬から8節旅費につきましては、先ほど予算の組替えに伴いまして予算を組替えさせていただくもので ございます。

10節需用費、消耗品でございます。15万円の増でございますが、こちらにつきましては、今回発行するに伴いまして町に係る消耗品を用意するものでございます。

11節役務費、通信運搬費362万9,000円の増でございますが、今回、全戸に対して発送する経費を計上するものでございます。

12節委託料6,436万8,000円でございますが、商品券の発行業務等委託料といたしまして、商品券の換金分6,000万円のほか、商品券作成に伴います印刷代や利用可能店舗へのポスター等印刷代、換金に伴う手数料、また発送のために必要なラベルや商品券利用加盟店の案内などを入れる封緘・封入作業等の委託業務となっております。

以上です。

○福祉課長(鈴木久美子君) 予算書12ページ、13ページをお開き願います。

3 款民生費1項1目細目8電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付経費8,238万2,000円の増額につきましては、資料でご説明いたしたいので資料の3ページをお開き願います。

下に掲載しております電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業でございます。こちらは国の事業となります。この事業は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付するものです。

2番の支給対象者ですが、①の支給対象者は、基準日となる令和4年9月30日において、世帯全員の令和4年

分の住民税均等割が非課税である世帯となります。申請を必要としないプッシュ型の給付とし、住民税非課税 世帯に対し、11月中旬をめどに支給案内と確認書を送付したいと考えております。

次に、②の支給対象者ですが、予期せず令和4年1月から12月までの収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯、いわゆる家計急変世帯と称しますが、こちらは申請が必要となり、11月1日から福祉課窓口で受付を開始したいと考えております。

3の提出期限でございますが、プッシュ型、申請型、いずれも令和5年1月末までとなります。

それでは、予算書12ページ、13ページへお戻りください。

細目8電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付経費1節報酬から13節使用料及び賃借料までは、封 筒、郵送料、給付金システム委託料等の事務経費を計上いたすものです。

また、19節扶助費といたしまして、1世帯当たり5万円の支給を非課税世帯分で1,550世帯、家計急変世帯分で10世帯、合わせて1,560世帯分を見込んでおり、財源は全額国庫補助金となります。

終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 次、介護サービス。
- 〇町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長(木村智香子君) 次の18節負担金補助金及 び交付金、6の介護サービス事業費466万4,000円に関しましては、老人保健施設事業会計負担金といたしまして466万4,000円を負担いたすものです。

以上です。

続きまして、4款衛生費4項3目18節負担金補助及び交付金、1病院対策経費18節負担金補助及び交付金 7,500万円につきましては、その他負担金、病院事業会計負担金といたしまして病院事業に充てるものでござい ます。詳しくは、それぞれの会計でご説明させていただきたいと思います。

終わります。

○農林振興課長(三浦靖幸君) 14ページ、15ページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項 4 目細目 1 畜産振興事業費 1 億5,428万4,000円の増額です。歳入でご説明した肥料自給力緊急強化対策事業になりますが、定例会10月会議資料にてご説明申し上げます。

会議資料4ページをお開きください。

堆肥保管庫整備事業になります。

堆肥保管庫の事業立案の背景でございますが、堆肥の施用につきましては、現在、稲作農家と畜産農家の稲わらの交換により実施しているのが一般的でございます。そのため、畜産農家の高齢化等により畜産農家が堆肥を振っているため、堆肥の活用面積が減少している状況でございます。また、畜産農家につきましては大規模化も進んでおりまして、堆肥の活用についても苦慮をしているところでございます。

耕種農家につきましては、費用の原料が海外に依存しているため、価格が非常に高騰している状況でございます。そのため、肥料低減はこちらの今後の課題となるため、耕種農家と畜産農家の課題を解決するため、堆肥保管庫を活用しようとするものでございます。

また、国においても、みどりの食料システム戦略推進会議対策を掲げ、地域に適した肥料コスト低減体系の確立に向け進める方向としております。そのため、今後の涌谷地域の農業政策の方向としても、環境に優しい農

業を目指そうとすることから、地域の農業者の理解を得て今回の堆肥保管庫の整備をすることとしたものでご ざいます。

事業目的でございます。そのため、畜産農家と耕種農家の耕畜連携により、堆肥の有効活用及び肥料コストの 低減体系の構築により、環境に優しい循環型農業を確立するものでございます。

事業目標につきましては、現在の堆肥の施用につきましては、現在の環境保全米等により、農地への堆肥散布は、約4,300トンほどあります。これを令和10年度までに1万トンを施用することを目標としております。

総事業費は1億5,607万5,000円でございます。

事業内容につきましては、堆肥保管庫、ストックヤードとして町内3か所に整備するもので、西地区1か所、 箟岳地区2か所を予定しております。

1か所当たりの整備予定規模でございますが、2,000平米の農地に田面から50センチほどの盛土を行い、5件掛ける40件、約700メートルのビニールハウスを設置するものです。ビニールハウスは、10トン車が作業できるものとし、高さは6メートルから7メートル程度を確保し、側面には高さ1.5メートルのL型擁壁を設置します。また、堆肥積込み用機械としてローダー1台を1か所当たり購入するものでございます。

運営方法でございます。現在、地区ごとで利用しやすいように、耕種農家の担い手の方々に集まっていただき 相談中でございます。また、畜産農家数経営体とも相談しているところでございます。

事業効果につきましては、農産物生産において必要不可欠な農業資材である肥料が非常に高騰しており、堆肥を活用することで肥料の量を低減することができることから、コスト削減が見込まれます。また、堆肥施用により農作物の収量アップや品質向上が見込まれます。地域の有機物である堆肥を活用することにより、地域循環型農業が確立することにより、ブランドの向上の狙いがございます。

また、これまでの堆肥施用につきましては、一般に畜産農家が行っておりましたが、各地区への保管庫の整備により、適期に耕種農家が堆肥を振ることができることになり、冬場においても堆肥の搬入をストックすることができるため、畜産農家の繁忙期の低減が見込まれるところでございます。

その他につきましては、活用する県補助金となり、補助率3分の2以内となり、今回の事業費1億5,607万5,000円に対し、歳入で上程しております県補助金8,163万6,000円を見込んでおります。

予算書14ページ、15ページにお戻りください。

12節①堆肥保管庫整備設計業務委託料900万円でございますが、3か所分の設計に係る費用でございます。

14節①堆肥保管庫整備工事 1 億1,737万5,000円ですが、3か所分の造成、ビニールハウスの設置、たたきやL型擁壁設置に係る工事となります。

17節①施設管理備品購入費2,970万円ですが、各保管庫に置く積込み用のローダー3台分の購入費となります。 総額1億5,607万5,000円が堆肥保管庫整備事業に係る経費となります。

18節④家畜飼料高騰対策支援事業補助金179万1,000円の減額につきましては、配合飼料の高騰は、酪農、養豚、養鶏、肥育農家への影響が大きいため緊急的に支援を実施した結果、予算額1,800万円に対し、実績1,620万8,800円となりましたので、その差額分を減額するものでございます。

17目細目 1 水田農業構造改革対策事業経費、18節④被災農地次期作付支援事業補助金75万円の増額です。令和 4年7月15日、大雨警報による災害により名鰭沼の農地に甚大な被害を及ぼしました。その結果、収量が皆無 もしくは激減する農地が多くございました。農家の皆さんには、収量が激減していてもコンバインで刈取りをお願いしたところでございます。しかし、実のなっていない稲穂などコンバインでは困難な農地があり、次期作のため、それらについては粉砕などを必要といたします。粉砕するには、通常、一般の農家では持っていないハンマーモア等々の機械を必要といたします。被災された農家の一部の方は、収量が皆無な上にコストをかけて作業できる方へ依頼しなければならなくなることから、次期作のため、自ら粉砕することができない農家から一括で涌谷地域農業再生協議会へ依頼を受けて、稲をすき込む前の作業を実施しようとするものでございます。実施は再生協議会と実施するため、補助金として計上するものでございます。

終わります。

○建設課長(小野伸二君) 8款土木費になります。2項2目、細目2除雪経費で26万6,000円の増額でございますが、17節備品購入費で、融雪材散布機を当初更新する予定で準備してまいりました。しかしながら、散布機の機材購入に際しまして既設の予算額では不足が生じますことから、不足分の6万6,000円の増額をお願いするものです。

また、使用開始予定の12月までの納入が難しいことから既設の散布機を利用するため、整備点検費用といたしまして11節②手数料で20万円の増額をお願いするものです。なお、既設の融雪材散布機につきましては、平成8年度に購入し25年ほど経過しております。部品等、メーカーには在庫がなく、不具合等が生じた際には合う部品等を調達して対応してまいりました。

終わります。

〇農林振興課長(三浦靖幸君) 11款災害復旧費1項1目細目1農業施設災害復旧費になります。

16ページ、17ページをお開きください。

14節①小梨子ため池堤体災害復旧工事39万9,000円ですが、令和4年7月15日、大雨警報により防災重点ため池の涌谷字小梨子にある小梨子ため池の堤体が一部崩れたため、復旧するため計上するものでございます。

2目細目1林道施設災害復旧費14節①林道太田成沢線災害復旧工事337万1,000円ですが、令和4年7月15日、 大雨警報により、林道太田成沢線の太田川の数か所で法面の崩壊、舗装部の流出、横断等の土砂流入等の被害 に対し、復旧するため計上するものでございます。

終わります。

○建設課長(小野伸二君) 2項1目細目1道路橋りょう災害復旧費で40万9,000円の増額でお願いするものです。 4月会議におきまして、3月に発生しました地震の災害復旧費として2,030万円をお認めいただき、災害復旧工事2本を発注し、工事を実施してまいりました。さきの9月会議で、そのうちの一つの工事で、舗装の処分費用の増額分として55万円の増額をお認めいただいたところでございますが、今回は、残りの一つの工事に係る舗装の処分費用並びに舗装面積の増により40万9,000円の増額をお願いするものです。9月の予算要求まで現場並びに数量の精査が間に合わなかったことから、今回、補正をお願いするものでございます。

3月の地災での復旧箇所につきましては、全部で48か所、舗装打ち換えが45か所、クラック補修が3か所となります。

なお、7月の豪雨による災害復旧費につきましては、順次工事を発注しておりますが、一部の工事で入札の不 調があり未着手の箇所もございます。 また、補助金等を活用いたしまして行う公共土木施設災害復旧の工事6か所分につきましては、来週27日に災害の査定を受け、その後、発注する予定となっております。

以上で予算の説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

一括質疑となります。質疑ございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番(黒澤 朗君) 今回の経済対策ですか、総務費の感染症対策商品券事業でございますけれども、こちらのほうは経済対策なのか、生活支援対策なのか、その辺が聴きたいと思います。まちづくりではなくて総務課が担当しているので生活支援と思われますが、前の議会の質疑の中で、円安とか燃油高騰で商工業は苦しんでいますと、そういうときに質問いたしましたところ、そういう対策については今後検討いたしますと企画財政課長のほうから答弁はあったんですけれども、今後する予定はあるのか。

あとまた、もう一つの質問は病院対策経費ですか、令和3年度においては一繰もなく財調を今までためるのに 寄与してきたことと思いますけれども、ここに来て繰出金が7,500万円発生したというのは、大まかにざらっと どういうものが必要で財源が出ていくのか、お願いします。

以上です。

- 〇議長(後藤洋一君) まず、総務課長。
- **〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君)** 感染症対策商品券事業について、まず目的というところでお話しさせていた だきたいと思います。

今回、新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金を使わせていただくこととしております。これまでは、コロナ禍で低迷した消費喚起というところを重点的に行われてきたところでございますが、今回、9月におきましては、今回の物価高騰といったものにも対応が可能であるという形になっておりますので、消費喚起とともに、生活支援を兼ね備えて行うものという形で考えております。これまで、それぞれの部署で行ってきたんですが、今回はそういった他の業務との調整も含めて、内部で協議し総務課で行うこととしているところでございます。

- ○議長(後藤洋一君) もう1点。副センター長。
- ○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長(木村智香子君) 病院会計の繰入金についてご説明いたします。詳しくは病院会計のほうでご説明しようと思っておりましたけれども、ご質問がありましたのでお答えさせていただきます。

まず、今回の補正につきましては、新型コロナウイルスの陽性患者の受入れを行うということと、コロナのワクチン接種の12月まで当院で拡大してワクチン接種を行うということは2本立てがございます。

その中で、まず現在まで、4月から9月までの状況でございますけれども、外来それから入院ともに、新型コロナの第7波が8月、9月に当町においても非常に町内の高齢者施設でほとんどクラスターが発生しましたけれども、全国的にも非常にコロナが蔓延したと。その中で直撃を受けております。その収益が大分落ちております。

これにつきましては、12月補正で修正をさせていただきたいと思っておりますけれども、今現在、この状況の

中で12月のボーナス、それから今回のコロナの受入れに対する様々な機材等を購入する現金に不足が生じる状況でございます。その中で、町当局とお話合いをいたしまして繰入金に至っております。

その内訳につきましては、会議資料の5ページなんですけれども、まず1款1項3目5節のその他医業収益の うち一般会計負担金、今回の補正では3,300万円となっております。これにつきましては、地域包括ケアシステ ム推進費用といたしまして、基準内繰入金といたしまして3,300万円をお願いしております。

次に、2項の2目1節他会計補助金271万3,000円につきましては、基礎年金拠出金に係る経費で、基準内繰入 金としてお願いしております。

その次に、3目の1節他会計負担金の3,928万7,000円につきましては、基準外繰入金として、当面の運転資金としてお願いをいたしているものです。

以上です。

〇議長(後藤洋一君) 休憩します。

再開は11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(後藤洋一君) 皆さんそろいましたので、再開します。

1番黒澤 朗君。

○1番(黒澤 朗君) 先ほど、総務課長からそういう答弁がございましたけれども、町内の事業所は、エネルギーの価格の上昇とかお客さんのいろいろな資材の高騰に仕入れ価格も上がり、かなり苦しんでいるところもございます。そういう面で、前回の議会において、ガソリンのエネルギー高騰の補助として緑ナンバーの事業者が中心だったはずです。町内においてはたしか7社ぐらいが該当するという回答はいただいたんですけれども、それ以外にもただいまも苦しんでいる事業者がございます。そのことに対して今後検討いたしますという答弁をいただいたんですけれども、今後、検討はどうなったんですかという質問です。

病院に対しては、そういう7,500万円の使い道とかを言っていただいて、いろいろ現金が足りなくて資金ショートのおそれがあるというのに対応したということで、それは了解いたしました。 以上です。

- 〇議長(後藤洋一君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** それでは、お答えさせていただきます。

今回、追加交付になりました交付金につきまして、使用目的については、消費というか住民の福祉というか、 物価高騰による家計の逼迫についての交付金ということで名目が来ております。ですので、今回は全世帯に1 万円の商品券の交付ということで事業を設計させていただきました。

今後、やはり追加交付があるのであれば、また考えてはいきたいと思っています。

○議長(後藤洋一君) 病院の、じゃあ3回目。黒澤君。

○1番(黒澤 朗君) 今後は、年末を控えて町内各事業所も社員のボーナス等、いろいろとお金が出ていくところが発生してまいります。そういう中でも、商工会のほうには事業者のほうよりいろいろ相談とかあるところでございます。そういう事業所に対してというより町全体の事業者に対しての今後の経済対策もよろしくお願いたしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(後藤洋一君) 企画財政課長。
- **○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** 担当課と十分打合せして検討していきたいと思います。
- ○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。8番久 勉君。
- ○8番(久 勉君) 10ページ、11ページ、総務管理費、管財一般経費で委託料で健康文化複合温泉施設指定管理料で1,700万円、説明では何か燃料費の高騰ということの説明だったんですが、この次に出てくる病院会計あるいは老人保健施設関係でも燃料費の補正はないんですけれども、果たしてこれ全部燃料費分だけなんでしょうか。

それから、12ページ、13ページで、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関連してなんですけれども、前回の議会で、今、1番議員もおっしゃったガソリンの支援ということで、対象者が町内に事業所、事務所を有する事業者で、次に掲げると言って、貨物自動車運送業とか一般貸切り旅客自動車とかタクシー、介護タクシー、自動車運転代行業、ただ、これらの人たちは、全部が全部そうであるかどうか分からないんですけれども、価格が上がればそれを料金に跳ね返させることができると思うんですけれども、それは何か制限があってできないのかどうかということが一つ。

それから、これ以外で、例えば、ここに介護タクシーとあるんですけれども、老人保健施設のデイサービスあるいはゆうらいふのデイサービスとかで介護の送迎サービスを受けている方たちというのは、介護保険で料金が決まっていて、ただ違うのは親世代とかなんとかは施設によっては違うんです。ただ、ほかの普通のデイサービスだと、例えば、介護度とかによって決まっていたり、そういうのを反映させられないんです。例えば、燃料費が上がったからデイサービスの料金を上げるとか、多分、介護保険を使っていないところは自由にできるところはあるんですけれども、涌谷の老健であるとかゆうらいふのデイサービスとかは、多分、そういうのに燃料費が上がったからと送迎サービスの料金を上げるということはできない業種だと思いますので、その辺も調査されて、ぜひ、そのことによって経営を圧迫されるようなことになるのであれば、やはり前に決めた補助金の概要の対象者を増やすとかそういったことも考えていただけないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(後藤洋一君) それでは、まず企画財政課長。
- ○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) それでは、お答えいたします。

天平の湯の燃油高騰につきましては、平成30年に指定管理協定を結んだ時点から比べまして、現在、電気料で約1.4倍強、重油代として1.3倍強の値段となっており、今回の補正の全てが燃油高騰分となっております。 あと続いてよろしいですか。

- 〇議長(後藤洋一君) どうぞ。
- **〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** コロナ交付金の燃料費の支給なんですが、確かに厳しいことは分かって

おりますけれども、全てが全てということになると、やはりどこで線を切るか、財源があっての交付となるので、その辺も考慮して担当課と考えていきたいと思います。

- ○議長(後藤洋一君) ちょっともう一つ、他のそういった原油高騰に対する調査のほうは。いやもう一つ。 福祉課の課長から。
- ○福祉課長(鈴木久美子君) では、介護保険を使っている方に対するというお話でしたが、今回、生活困窮者という方々に対しましては、国のこちらの補助金、1世帯当たり5万円というところで、ほかの自治体につきましても、こちらの生活困窮については5万円で対応しているというところがほとんどでございました。

それから、高齢者施設原油価格高騰対策費ということで、県のほうで原油価格、物価高騰に伴い、光熱費等の 掛かり増しが生じた高齢者施設への支援を今回は行っております。県のほうの補助があるので、高齢者施設の ほうにはそちらのほうで対応しているという現状でございます。

終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 8番久 勉君。
- ○8番(久 勉君) 企画財政課長さん、どこで線を切ったらいいか分からないって、確かにどこかで線は切らなきゃいけないですよね。それは、ただ私から言わせれば、前回出した中に介護タクシーとあるんですよ。介護タクシーがあるんだったら、さっき言ったデイサービスの人たちが送迎に使っているのも、ただタクシーじゃなくてその施設の車で運んでいるわけですから、それが利用者からお金を取れないということ、原油が上がったからってそれを利用者に転嫁できないということになれば、何かこういう制度を利用してもいいのではないかということでの質問ですので、その辺をご理解してください。

あとそれから、今の福祉課長の答弁の中で、施設ごとに行っているということですけれども、今でなくていいですから、あと施設ごとにどのように行っているかというのは、これ後でよろしいですから教えていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(後藤洋一君) よろしいですか。ほかにございませんか。5番佐々木みさ子君。
- ○5番(佐々木みさ子君) 15ページの畜産振興事業費なんですけれども、これ資料もいただきましたけれども、 堆肥保管庫整備事業なんですけれども、まずは整備箇所が西地区1か所、箟岳地区2か所、これは何を基準に 西地区と箟岳地区が2か所なのか教えていただきたいと思います。

また、あとそれから運営方法が地区ごとに相談中とありますけれども、場所はどの辺を考えているのかお聴か せ願いたいと思います。

- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 西東の3か所の選定理由でございます。現在、西地区につきましては、出来川の上流を想定しております。箟岳地区につきましては、小里と猪岡のほうを今現在想定しておりまして、今回、東地区については、現在のところは今回は整備しない予定でございます。その部分につきましては、東地区につきましてはカントリーエレベーターのところにまずは保管できる場所を利用できないかというのを検討していきたいということを考えているのと、また土づくりセンターがございますので、その部分もあることから今回は3か所を選定していきたいという形で考えております。

運営方法でございますが、現在、3か所につきまして、まずは堆肥を振る農家さんにつきましては、大きい担い手さんに集合をしていただいて相談をさせていただいているところでございます。その中で、麦、豆、大豆、トウモロコシ等々にまずは振ることを前提としておりまして、その際に大きくやっている農家さんがいることから、その農家さんたちで協力できる体制を取りたいということから、皆さんに集まっていただいて協議をしていただいているところでございます。

その中で、運営方法につきまして、まずは畜産農家さんのほうからは現在100頭以上の肥育や繁殖の酪農の方がいらっしゃいますから、その方に協力をいただく予定としておりまして、その部分につきましては、当分の間、無料に近い金額で持ってきていただいて地域に循環を考えているということはお伝えしているところでございます。

その中で、運営をどのような形で継続してできるかということにつきましては、やはり一部お金を必要とすることから、その運営方法につきましては、各地区ごとに、例えば、指定管理や委託がいいのかという部分につきましては各地区の実情に合わせた形で相談したいという形で今相談しているところでございます。

○議長(後藤洋一君) 5番佐々木みさ子君。

終わります。

〇5番(佐々木みさ子君) 今の課長から説明いただきました。麦、大豆、それから飼料、トウモロコシですか、 そういうところを当初使う。これは何年後に使えるのかどうか。

それと、あと今、大崎農業遺産ブランドの認証を取るのに、やはり堆肥を使うということが大前提で、飼料を提出しないと認証をもらえません。やはりそういうのを考えると、麦とか大豆とか飼料用のトウモロコシですか、そういうのを当面考えているということですけれども、やはりそういう野菜とかを使っている、野菜ならず果物もそうだと思うんです、果実もそうだと思うんですけれども、やはりそういう方たちも使えるものじゃないと、例えば、大崎農業遺産のほうに飼料を提出するにも、なかなかこういう有効というんですか、循環型のここでは農業ということをうたっているんですけれども、耕畜連携と言っている割にはそういう野菜とかの人たちが使えないというのは、やはりちょっとそれは、これもプラスにしていただくような堆肥保管庫であればと思いますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) まずは、何年後に使えるかという点につきましては、この事業につきましては基本的に県の事業での県のコロナ関係の予算を使っておりまして、単年度ということで今年度中となりますが、この事業につきましては、現実的に農転等々の手続も必要となることから、おそらく来年度中の令和5年度から稼働するような形を今見込んでいるところでございます。

また、2点目の麦、豆以外に広く使える方法ということでございますが、当然、園芸や稲作農家さんのほうにも使っていただくことを想定したいという形で、現在、集まっていただける方に関してはご相談をさしあげております。ただし、堆肥を振るためには、やはり振る機械が必要となるということでございますので、通常、今、一般の稲作農家さんで機械を持っている方というのは基本的にあまり少ないような状況でございます。畜産農家さんであれば持っておりますが、そうすると、広く通常の稲作農家さんのほうにも使えるような形を取りたいがために、そのため運営の方法について値段設定や地域のほうにどのような形で広げていくかという部

分についても、今後の運営の中でどういうお金の取り方をしたほうがいいのかも含めて、今、相談していると ころでございます。

終わります。

- ○議長(後藤洋一君) 5番佐々木みさ子君。
- ○5番(佐々木みさ子君) それでは、これからそういう運営方法とかに関しては話合いをして、結局、令和5年度から稼働であっても、やはり堆肥をそんなに早く使えるものかどうかというのが一番疑問なんですけれども、要するに完熟堆肥じゃないといけないとかいろいろ決まりがありますよね。路地であれ何であれ、そういうことについての考え方というのはどうでしょうか。
- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 現在、今回の堆肥保管庫につきましては、堆肥というよりは完熟堆肥を想定しております。堆肥畜舎となるとまた違う意味での法的制限がございますので、完熟堆肥という製品をそちらのほうにストックするという形で考えております。

また、完熟堆肥につきましては、先ほどにちょっと付け加えさせていただくと、当然、来年度につきまして稼働した際には、堆肥の成分等々も含め地域の方々に使いやすように、そういう証明というわけではないんですが、成分等々もお知らせしながら広く使えるようにしていきたいんですが、まずは順調に運営をするために、まずは麦、豆という転作作物を中心に稼働をしていきたいという形で考えているところでございます。終わります。

- ○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。4番佐々木敏雄君。
- **〇4番(佐々木敏雄君)** 財産管理費の先ほど原油高騰ということとそれから電気ということですけれども、こちらの表には1,200万円の金額が載っていますけれども、これは全額載せられないのはどういう意味なのか。原油だけ乗せて電気は差額だという意味なのか、その辺、説明お願いします。

それから、民生費の電気、ガス、食料品等の価格ですけれども、これ提出期限プッシュ型が5年の1月31日となっていますけれども、プッシュ型は特に申請とか必要ないと思われるんですけれども、この期限までに交付するという意味なのかどうか、ちょっとその辺の確認させてください。

それから、家計急変世帯、あんまり多い世帯じゃないんですけれども、来年度、申告が2月中旬からあるわけですけれども、それを待って、急変したという確認できたら逆にこちらからそういう世帯に連絡して給付するとかそういうことも考えられるのかなと思うんですが、その辺の考えとかはいかがなものでしょうか。

- 〇議長(後藤洋一君) まず、企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** それでは、お答えいたします。

健康文化複合温泉施設の燃油高騰分につきましては、新型コロナウイルス感染症地方創生交付金の燃料高騰分としていただいております交付限度額を1,294万9,000円で使い切るというか超えてしまうので、残りの488万2,000円については一般財源で支出するということになります。

- 〇議長(後藤洋一君) それと福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木久美子君) まず1点目でございますが、提出期限、プッシュ型、申請型を令和5年1月31日までとしている点でございますが、資料のほうにございますとおり確認書の送付をすることとしておりますので、

そちらの確認書の提出の締切りを令和5年の1月31日としております。

それで、提出期限につきましては、国のほうからの通知で基本として1月末日としていただきたいという通知 をいただいております。一応町の裁量で1か月延長することもできることとはなっておりますが、1月末日で 事業を進めたいと考えております。

あとこの事業なんですけれども、令和5年の3月31日までに支出決定されたものについて国庫補助金の対象となること、それから事業実績報告の提出期限が令和5年の4月10日と定めてあること等から、市町村の実情に合わせて行うことができるとなっております。そのために1月末日で進めたいと考えております。以上でございます。

- ○議長(後藤洋一君) もう一つ、急変の。
- ○福祉課長(鈴木久美子君) 家計急変、令和4年の申告を踏まえまして2月ということでしたでしょうか。実績報告も期限がございますので、2月の申告の結果を踏まえてというのはちょっと難しいかなと考えております。以上です。
- O議長(後藤洋一君) 4番佐々木敏雄君。
- **〇4番(佐々木敏雄君)** 燃油の関係ですけれども、上限があるということはどういう、ちょっとシステムという か内容が分からないんですけれども、もう少しその辺詳しく、何かかなり細かい額になっているんですけれど も、その辺説明もう一度お願いしたいと思います。

それから、今、プッシュ型の説明ありましたけれども、これ指定申請されなかった確認書が返ってこないという方も当然いると思うんですけれども、その辺はどういう取扱いになるのか。

それから、申告が3月16日で3月31日の決定ということは、半月足らずの期間ですのでそれはちょっと厳しいところはあるかもしれないですけれども、世帯も少ないから申請していただくということがいいことですかね。 分かりました。これはちょっと期限がないということで分かりました。

- 〇議長(後藤洋一君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** それでは、議会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度の新型コロナウイルス感染症地方創生交付金の涌谷町への現在の交付限度額が2億8,310万2,000円、ページの一番右下の欄になりますけれども、これが全体の交付限度額となっております。現在、3本立てで来ております。通常分、燃料高騰分、物価高騰分、それぞれ通常分で1億6,018万1,000円、燃料高騰分が6,106万9,000円、物価高騰分で6,185万2,000円の交付限度額となっており、これを今回、天平の湯の燃油高騰について1,294万9,000円で全部枠を使い果たすため、この金額となっているということになります。

- 〇議長(後藤洋一君) 福祉課長。
- **○福祉課長(鈴木久美子君)** 確認書が来ない方につきましては、申請を希望しないと解釈してよろしいという国からの通知はございます。また、申請書の提出がない方については、こちらで何度か督促をかけてそちらの方に働きかけをしております。

以上でございます。

- O議長(後藤洋一君) 4番佐々木敏雄君。
- ○4番(佐々木敏雄君) 燃油の関係ですが、これは入ってきているのは概算で入ってきているのではないんでし

ようか。対策経費として大まかな金額で来て当然精算もするものだと思うんですけれども、その辺は増減が出てくるのは当然だと思うんですけれども、今後、補正というか追加の交付とかそういうことも考えられると思われるんですけれども、その辺の見通しはどうなるのか、ちょっとお伺いします。

あとプッシュ型とかは、できるだけ多く支給できるように努力していただきたいと思います。

- 〇議長(後藤洋一君) じゃあ、企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** 地方創生交付金につきましては、限度額ということで示されております ので、これを上回っての交付は現状ではあり得ないと考えております。

また、国のほうでは今後の支援策といたしまして、電力あるいは燃料ですか、卸元への直接支援、交付ということを考えているようで、地方というか市町村のほうに回ってくるかどうか、現状では確定しておりません。 以上です。

- ○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。11番。
- O11番(大泉 治君) 先ほどちょっと手を挙げたので、前の質問者と同じ話でございますが、これについては、 運営方法は地区ごとに相談ということでございますが、管理については公設民営と考えてよろしいのか。そし て、そういった考え方に基づいたならば、管理指定をして、収支については管理を受け取った方々で完結させ るものなのか、その辺の考え方をお知らせいただきたいと思います
- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 運営方法でございますが、こちらのほうの事業につきましては、涌谷町が実施主体となりますので公設民営という形になるかと思います。管理のほうにつきましても、お金をもらうとかの部分につきましては、当然ながら、地域の方々のほうの値段設定等々もございますので、できれば地域の方々にお願いしたいという形で考えております。おいおいは、こちらのほうが地域のほうでできるような形を今模索しながら話を進めていきたいと思っているところでございます。

終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 11番大泉 治君。
- O11番(大泉 治君) よく上郡の堆肥センターについても、ダンプとかローダーとかそういったものの修理、それから買換え等々については、管理指定ということもあって町で経費を見ているわけですが、その辺についての考え方はいかがですか。
- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 今回の設備としてローダーが入る予定となっておりますが、その部分につきましては涌谷町の財産でございますので、管理につきましては保険等々も必要かなと思っておりますので、涌谷町で実際は負担していきたいという形で考えております。

あと古い部分につきましては、なぜ保管庫かという部分もございまして、今までは土づくりセンターもございましたが、今回は、近くにあることによってトラクターですぐ作業できるような体制になりますので、その部分については、今後、施設等々の備品等々はおそらく増えていかないだろうという形で、簡単な形で運営をしていきたいという形で考えております。

終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 11番大泉 治君。
- O11番(大泉 治君) 結局、ビニールハウスということになると、フィルム等々そういったものがかなり短期間で劣化して張り替えとかが生まれてくる。その辺のところと、あともう一つは、出来川上流ということになりますと、かなり町内の生産者じゃなく町外の生産者の多い場所になろうと思いますけれども、販売については町内の生産者に限定するのか、それとも先ほど言った麦、豆をやっている町外の方も対象にするのか、その辺のところをお聴かせいただければと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 消耗品であるビニールにつきましては、今回、10トン車が入るということで上の 部分のみ設置をする予定としておりまして、劣化にはなってくると思いますので、その部分については状況を 見て対応したいという形で考えているところでございます。

また、販売ルート等々、町外への販売等々ということでございますが、今のところ、できれば国のほうでもその堆肥のマッチングということで地域間流通を今検討しているところでございますが、涌谷町の中でできればまず循環をさせて、その堆肥量が増えてくれば、当然ながらその部分は視野に入れながら今動いているようなところでございます。

終わります。

- ○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。6番稲葉 定君。
- ○6番(稲葉 定君) 2点質問させていただきます。

最初は、10ページ、11ページのやはり財産管理費の温泉施設指定管理料なんですけれども、これは期間はいつまでの計算だったのかを伺いたいと思います。期間が過ぎても、当然、燃油高騰が続けば上乗せした協定に基づくというお話でしたので、上乗せした指定管理料はまた新たに補正で組まなきゃいけないということが想定されます。その辺ちょっと教えていただきたい。

あと先ほど来、質問の多かった畜産振興事業費なんですけれども、これは基本的には私は賛成なんですけれど も、ただ事業計画はいつまでだったのか、情報提供というか、議会での情報提供が少し遅いんじゃないかとい うか、それをちょっと今ここで申し述べておきたいんですが、どうなんでしょうか。

- 〇議長(後藤洋一君) まず、企画財政課長。
- **〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** それでは、お答えいたします。

指定管理料の増額につきましては、4月から3月までの1年分の見込みは、払ったものと見込みと合わせたものとなっております。

- **〇議長(後藤洋一君)** 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 情報提供の遅さということでございます。実際のところ、こちらのほうにつきましては、涌谷町の畜産と耕種農家の課題ということで、昨年からちょっとお話はさせていただいたところでございます。しかしながら、現実的に課題解決のために今回事業を実施するわけでございますが、この事業実施が県の9月議会のタイミングという部分につきまして、実施するためには当然ながら財源だったり適期という部分がございますが、それが9月の議会後、急遽というわけではないですけれども、やりたいということを県のほうにお願いしながら、うちのほうの事業に合うような形の事業が出てきたということでございます。本来

ならば、実際、皆様のほうにご報告、相談申し上げながら事業を実施すればいいところでございましたが、今回、このような形になったということでございます。遅くなったことに関しては、大変申し訳ございませんでした。そういう形で、今後、そういう事業実施につきましてはできる限り、皆様のほうにご相談をさしあげながら実施していきたいといった形で考えているところでございます。

- 〇議長(後藤洋一君) 6番。
- ○6番(稲葉 定君) 指定管理料なんですけれども、3月まで一応見込んだということなんですけれども、それ は見込みだからこの値段が続けばということで、相場ですから下がることもあるし、もっと上がるかもしれな いし、そのときにはまた新たに計算し直すということなんだろうという理解でよろしいのかどうなのか、それ をお伺いいたします。

それから、堆肥というか畜産振興事業なんだけれども、去年から断片的にはそういった情報は伺っていましたけれども、やはりそれでもすぐ事業に取りかからなくても、いろいろな地域のいろいろな情報というか、それを集めるのにも、この事業は始まらなくても、地域のそういった事情というかいっぱい集めておかないと、特に堆肥のことは新たに作れば、近くに民家があれば、完熟堆肥だといったって臭いはゼロじゃないですから、そういった新たな問題なんかも出てくるはずなので、そういったことを防ぐためにもいろいろな情報開示して、どこがいいのか、どういうふうにすればいいのかとか、そういったことはすごく必要だと、私も畜産農家なのでそういったことにすごく神経はとがらせているんですけれども、その辺よく十分考えて事業を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(後藤洋一君) 企画財政課長。
- **○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** 燃油につきましては、大きな増減があればまた議会のほうでお諮りさせていただきたいと思いますし、また運営費に関しましても、また今後出てくる可能性もありますので、その辺についても、今後、また議会のほうに行ってご相談させていただきたいと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) ご心配ありがとうございます。当然ながら、完熟堆肥といえど、やはり見たことない方に関しては堆肥と一般的に見られますので、その部分は農家の方々も十分承知しておりまして、その部分も加味した上で、事業箇所を選定していただくように今相談中でございます。その心配される部分を十分加味しながら、事業を進めていきたいという形で考えております。

終わります。

- ○議長(後藤洋一君) いいですか。ほかにございませんか。 7番伊藤雅一君。
- ○7番(伊藤雅一君) 15ページです。堆肥保管庫整備設計業務委託料とございますが、これは堆肥舎を新たに造られるということなんですか。これは、それとも設計業務委託料という設計と業務とあるんですが、どういった経費ですか。お聴きします。
- ○議長(後藤洋一君) 7番議員、今、11番なり5番なり6番なり質問して農林振興課長が答えたとおりですので、 もう一度、じゃあ農林振興課長、簡単に説明してください。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 今回、堆肥保管庫の設置業務につきましては、涌谷町3地区に堆肥の保管庫とい うかストックヤードという部分を新たに設置することでございます。

ご質問の委託料につきましては、農地のほうに盛土やL型擁壁、たたき等々がございますので、その設計、どういうふうなほうに造るか、図面の作成等々を委託料として計上しているものでございます。

終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 7番。
- ○7番(伊藤雅一君) 新たに造られるということですが、予算額見ますと1億1,000万円もですから、相当の規模の堆肥舎になるんだろうと思いますが、活用方法はどういった活用方法で考えておられるのかお聴きしたいと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 簡単に。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 簡単にご説明申し上げますと、会議資料のほうに書いておりますが、涌谷町にある畜産農家の堆肥を一般の耕種農家、麦、豆、大豆等を使っている方々に使っていただくような形で、各地区のほうに整備して堆肥を振るような形を手助けというか支援するような形となる事業でございます。

終わります。

○議長(後藤洋一君) よろしいですか、7番。(「はい」の声あり)

それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第69号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(後藤洋一君) 再開します。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第6、議案第70号 令和4年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第70号の提案の理由を申し上げます。

本案は、上下水道事業で使用している公営企業会計システムのサーバー更新のため、資本的収入及び支出を 380万円増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[「説明省略」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略してもよろしいですか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認め、説明を省略し質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号 令和4年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号 令和4年度涌谷町下水道事業会計補正予算 (第3号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第7、議案第71号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第71号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町国民健康保険病院が、新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、令和4年11月1日から新型コロナウイルス陽性者の受入れを開始することから、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出につきまして、それぞれ補正をいたそうとするものでございます。

また、今月から開始しておりますオミクロン株対応ワクチンの新型コロナワクチン接種に係る経費につきまして、所要の経費を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 副センター長。
- 〇町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長(木村智香子君) それでは、議案第71号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第2条におきまして、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

第3条におきまして、予算第4条で定めた資本的収入が資本的支出に対し不足する額4,747万3,000円の補塡財源を改め、資本的収入と資本的支出の予定額を補正するものです。

第4条におきましては、予算第8条に定めた経費の金額を改めるものです。

第5条におきまして、予算第10条で定めている棚卸資産の購入限度額を4億7,141万5,000円から4億7,367万2,000円に改めるものです。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る収支と新型コロナウイルス陽性者の入院 受入れに関する収支のみの計上となっております。

まず、内容につきまして会議資料でご説明いたしますので、資料6ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院受入れについてでございます。

- 1、経緯でございますが、令和4年9月2日に開催された大崎保健所主催の第2回大崎地域COVID-19連絡会議において、後方支援病院に登録されている医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症陽性患者の受入要請があり、病院内で検討し、受入れを決定したものです。
 - 2、受入病床数は6床で、受入れに伴い休止する病床数は14床となります。

なお、大崎圏域の他の病院の病床確保予定は、大崎市民病院鹿島台分院で2床、岩出山分院で4床、鳴子分院で2床、公立加美病院で3床、美里町立南郷病院で2床となっており、それぞれ9月末、8月上旬から始まっております。

- 3、受入期間は、令和4年11月1日から令和5年3月31日までの151日間となります。
- 4、収入といたしましては、受入病床及び休止病床で1床1日当たり7万1,000円と、医療機器等整備に係る 交付金となります。

なお、休止病床の補助上限は、受入病床数の2倍の病床数分となります。これはマンパワーがかかることでの 補償となります。また、受入病床で患者を受け入れた場合は、補助金ではなくて診療費の収入になります。

5、支出、簡易陰圧装置、個人防護服、診察用タブレット、カメラ、リアルタイムPCR装置、職員防疫作業 手当を見込んでおります。

職員防疫作業手当は1日当たり3,000円、検体採取に係る手当は1日当たり1,000円となります。

使用病床は、下記の病床配置図のようになります。 3 階病棟の西側の部分を必要に応じて陰圧設備で仕切ります。

それでは、予算書にお戻り願います。

予算書3ページから6ページは、防疫業務手当についての記載でございます。

次の9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入、1款1項1目1節入院収益6,163万円の減額は、新型コロナウイルス感染症陽性患者入院受入れ

に伴い、求償する20床分の減収と陽性者受入れの診療報酬増収益分として2床分を見込むものです。

3目2節公衆衛生活動収益の1,185万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る収益の12月までの見込みによる増額でございます。

5 節その他医業収益3,300万円は、一般会計負担金で、地域包括ケアシステム推進費用として基準内繰入れを お願いするものです。

2項医業外収益2目補助金1節他会計補助金271万3,000円の一般会計負担金は、基礎年金拠出金に係る基準内 繰入れをお願いするものです。

2節補助金1億5,189万円は、新型コロナウイルス感染症陽性患者受入補助金として1億3,937万3,000円、開設整備補助金として175万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種に対する補助金として1,076万5,000円となります。

3目1節他会計負担金3,928万7,000円につきましては、補助金が入るまでの間の運転資金として基準外繰入れ をお願いいたすものです。

続いて、収益的支出、2款1項1目給与費559万3,000円の増額でございますが、2節手当で防疫作業手当として235万4,000円、3節報酬でワクチン接種の応援医師・看護師の報酬として323万9,000円となります。

2目2節診療材料費205万2,000円の増額につきましては、感染症に対応する個人防護服の購入費用として、6 節消耗備品費112万8,000円の増額は、診察用タブレットやカメラ等の購入費用として、17節委託料540万3,000 円の増額につきましては、ワクチン接種会場の受付案内等の業務委託料として計上いたすものです。

2項医業外費用3目その他営業外費用20万5,000円は、消費税雑支出として計上いたすものです。

11ページ、12ページをお開き願います。

資本的収入、3款11項1目1節その他資本的収入586万円ですが、宮城県新型コロナウイルス感染症患者入院 医療機関開設設備事業費補助金で、感染症患者受入れに対応する設備整備等に認められる補助メニューを申請 し、体制整備を図るものでございます。

資本的支出、4款1項3目1節資産購入費709万3,000円は、感染症患者受入れのための簡易陰圧装置、リアルタイムPCR検査機器を購入するものです。

簡易陰圧装置は、室内空気をHEPAフィルターで処理後に屋外に廃棄し部屋を陰圧にすることにより、空気 感染、飛沫感染の可能性がある病原体等が室外に漏えいすることを抑制するものです。

リアルタイムPCR機器は、1体ずつ検査する簡易なものでございますが、15分程度で結果が出ますので、発 熱外来や入院患者の体調不良時に即時に検査をすることで感染拡大を防ぐものです。

説明は以上でございますが、当院では8月、9月の全国的なコロナ第7波の影響を受けて患者数の減があり、 現在は徐々に戻ってきてはおりますが、まだ回復には至っておりません。この影響による医業収益の補正につ きましては、今後の動向を見ながら12月補正で対応いたしたいのでご了承願います。

また、職員の前向きな姿勢の下、上半期想定されるコロナ第8波に向けて、コロナ禍だからできることとして ワクチン接種、発熱外来、陽性者受入れを積極的に行いながら、町民の命を守る自治体病院の責務を果たし、 収入の確保を図っていくものです。

以上で説明を終わります。

- ○議長(後藤洋一君) 以上で説明は終わりました。
 - これより質疑に入ります。
 - 一括質疑となります。ございませんか。7番伊藤雅一君。
- ○7番(伊藤雅一君) 9ページと10ページのところで、収入のほうが補正予算額1億7,711万9,000円、それから 病院事業費、支出のほうはトータルで1,438万1,000円です。この差額はどういうふうに理解すればいいんです。 この予算書のつくり方、ちょっと疑問もあるんですが、説明をお願いします。
- ○議長(後藤洋一君) 副センター長。
- **〇町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長(木村智香子君)** 今回の補正は、収入のほうを多く見込んでおります。

以上です。

- ○議長(後藤洋一君) 病院の収入ということですか、7番議員さん。よろしいですね。病院の収入。7番。
- ○7番(伊藤雅一君) 収入のトータルが1億7,711万9,000円です。支出のほうのトータルは1,438万1,000円です。 この差額はどういうふうに理解すればいいんです。収入と支出で大変な違いがあります。
- **〇議長(後藤洋一君)** 7番議員、今説明したとおりです。収入になるということでご理解してください。(「説明したってここに書いていなかったら分からないだろう」の声あり)

副センター長。(「なぜ、こういう表し方をしているのだか、お話をしてください」の声あり)

- ○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長(木村智香子君) それでは、会議資料のほうの5ページをお開き願いたいんですけれども。
- ○議長(後藤洋一君) 資料を見てください、資料。この会議資料、大きいやつ、A3判の。今、説明したとおりです。(「別紙」の声あり)別紙です、別紙。
- ○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長(木村智香子君) 会議資料の5ページをお 開き願いたいんですけれども。

今回の補正3号においては、収入が支出を上回り、最終的に当年度損益が1億6,273万8,000円となるものです。 これにつきましては、12月でもう一度見直して、このとおりになるわけではございませんが、今回の補正においては収入のほうを多く見込んでいるということでございます。

以上です。

- 〇議長(後藤洋一君) 3回目です。
- ○7番(伊藤雅一君) こういう提出の仕方は、おそらく今までにはなかったのではないかと私は理解していますが、おたくのほうだけこういった方法で出してきたと思うんです。これ収入に対してやっぱり支出というのは、どうしてこういう収入と支出のバランスが取れないような方法で出しているのだか、理解できないんだ。ちゃんとやっぱり収支一致させて提出すべきだと私は思うんですが。
- **○議長(後藤洋一君)** 7番議員、予算書の9ページ、10ページ。
- **〇7番(伊藤雅一君)** 解釈をひとつ聴かせてください。どういうわけでこういう出し方をするんだか。
- 〇議長(後藤洋一君) 予算書の……。
- 〇町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長(木村智香子君) 収入が支出を上回れば病

院会計は黒字となりますし、収入が支出を下回れば赤字ということになりますので、当然、収入支出は違うものと解します。

以上です。

○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(後藤洋一君) 起立多数であります。よって、議案第71号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計 補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第8、議案第72号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第72号の提案の理由を申し上げます。

本案は、老人保健施設において新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、収益的収入及び支出につきまして、それぞれ補正をいたそうとするものでございます。

主な内容といたしましては、通所リハビリの介護補助員の増員を行うため、委託費の増額をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 副センター長。
- 〇町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長(木村智香子君) 議案第72号 令和4年度 涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ466万4,000円を増額するものでございます。

予算書4ページをお開きください。

収益的収入、1款2項3目1節他会計負担金466万4,000円につきましては、新型コロナウイルス地方創生交付

金を活用し、一般会計負担金を増額いたすものです。

次に、収益的支出、2款1項3目17節委託料として、密を避けるための送迎回数の増便、通所リハビリ等の送 迎回数の増便、それからコロナ感染症予防対策業務のため、介護補助業務委託料を増額いたすものです。

涌谷町老人保健施設におきましては、7月末に新型コロナウイルス感染症クラスターの発生を受けてコロナ感染症予防対策を実施しておりますが、今後の冬季の利用者増に対応するため、さらに強化いたそうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正 予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(後藤洋一君) 以上をもって、今期涌谷町議会定例会10月会議に付された事件は全て議了いたしました。 お諮りいたします。

本会議は、この後、明日10月22日から12月28日までの68日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、明日10月22日から12月28日までの68日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(後藤洋一君) 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時11分